

基本計画の見直し段階→

市町村名	制限理由	Q5	Q6		Q7	Q8		Q9					委員の構成				
		附属機関の所掌事務	設置	委員数	市内組織 根拠条例	市内組織の所掌事務	市民の参画		附属機関の設置					委員の構成			
							参画	内容	設置	根拠条例	公募市民	充職市民	議員	職員	学識経験者	その他	その他理由
1 岐阜市																	
2 大垣市		基本計画まで	する	86	大垣市総合計画策定本部設置要綱	実施計画まで	どちらも参画	アンケート調査、ワークショップ、懇談会	する	大垣市総合計画審議会設置条例、大垣市総合計画審議会規則	5		7		8	16	関係行政機関の職員1人、公共的団体等の代表者15人以内
3 高山市		基本計画まで	する	未定	なし		どちらも参画	市民アンケート、各種懇談会	する	高山市総合計画審議会設置条例		27					1 国又は地方公共団体の職員
4 多治見市	条例第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。	基本計画まで	する	60	市内に策定グループを設置。条例の根拠はない。	基本計画まで	ワークショップに参画	多治見市総合計画市民委員会設置要綱に基づき、市民委員会を設置している。	する	多治見市総合計画審議会条例(昭和54年12月21日条例第28号)	市民団体代表5人				5人以内		産業界代表5人 公共団体代表5人以内
5 関市		基本計画まで	する	不定	関市総合計画審議会設置条例、関市総合計画審議会運営規則	基本計画まで	ワークショップに参画	関市第4次総合計画策定市民ワーキングを組織し、関市の将来像や分野別の基本方向、重点事業、分野施策などを検討し、総合計画の策定に対し提言を行うことを役割とした。委員数 50名(設置当初)(公募委員22名、各種団体の代表者28名)分科会 環境・生活分科会、産業・都市基盤分科会、健康・福祉分科会、教育・文化分科会、市民協働分科会	する	関市総合計画審議会設置条例	2	14			2		2 農業委員会、教育委員会等の委員
6 中津川市	諮問期間中の任期です。	基本構想まで	しない				附属機関に参画										
7 美濃市		基本計画まで	する	?	美濃市総合計画審議会設置条例	基本計画まで	附属機関に参画		する	美濃市総合計画審議会設置条例							合計25人
8 瑞浪市		基本計画まで	する	34	なし	基本計画まで	どちらも参画	市民ワークショップ：市内8地区ごとに市民団体の代表等の概ね10名ほどの構成員からなる一般市民が4回の議論を重ね、地域の課題や魅力を再確認し、地域の課題を解決し、また、地域の魅力をPRするための事業を提案し、報告書という形で市に報告いただいた。	する	瑞浪市総合計画審議会設置条例	2	8			1		
9 羽島市		基本計画まで	する	80	羽島市総合計画調整委員会設置規程	基本計画まで	ワークショップに参画	「市民委員会」を組織し、基本構想案及び基本計画案を検討する。									
10 恵那市		実施計画まで	する	26	恵那市総合計画プロジェクトチーム設置規程	実施計画まで	附属機関に参画		する	恵那市総合計画審議会条例	4	6	2		14	4	元ワーキング会議委員(公募の市民)
11 美濃加茂市		基本計画まで	する	10	美濃加茂市総合計画策定委員会規程	基本計画まで	どちらも参画										
12 土岐市		基本計画まで	する	14	土岐市総合計画策定委員会規程	基本計画まで	ワークショップに参画	総合計画の策定段階において、素案を公表し、市民の皆様のご意見を求めた(1ヶ月間)。公表の方法については、市広報への掲載と、概要版の全戸配布による(H17年8月)。地区懇談会の開催(市内8地区1回ずつ開催)。									
13 各務原市		基本計画まで	する	10	各務原市総合計画策定委員会規程	基本計画まで	参画していない		する	各務原市総合計画審議会条例							
14 可児市		基本計画まで	する	61	なし	基本計画まで	どちらも参画	市民組織「夢・未来懇談会」(23人)…市民の目から見たまちの将来像を検討す									
15 山県市		基本構想まで	する			基本計画まで	どちらも参画		しない								
16 瑞穂市		基本構想まで	する	各課1人		基本計画まで	附属機関に参画	パブリックコメントによる参画									
17 飛騨市																	
18 本巣市		基本計画まで	する	10	本巣市総合計画策定委員会規程	基本計画まで	ワークショップに参画	市民アンケート及び地区座談会の実施	する	本巣市計画審議会条例	3	8	3		1		
19 郡上市		基本構想まで	する	20	郡上市総合計画策定委員会設置要綱	実施計画まで	ワークショップに参画	○市民によるまちづくりワークショップ(市民ワークショップ)の開催(全5回(全16グループ)+成果発表として「みんなで考える郡上市づくりフォーラム」を開催) ○政策提案の募集 ○あおぞら公聴会等における意見聴取。	する	郡上市総合計画審議会条例	1	7	2		20		充て職の市民は、地域代表者7名
20 下呂市		基本計画まで	する	制限なし	下呂市総合計画策定事務処理要綱	基本計画まで	附属機関に参画										
21 海津市		基本計画まで	する	34	海津市総合開発計画策定委員会規程	実施計画まで	附属機関に参画		する	海津市総合開発計画審議会条例		11	5			2	県議会議員、県振興局課長

市町村名	Q10			Q11		Q12		Q13		Q14	
	任期	再任制限	制限理由	附属機関の所掌事務	設置	委員数	庁内組織の所掌事務	市内組織の所掌事務	市民の参画	その他特別な事項	
1 岐阜市		無	岐阜市審議会等の設置及び運営に関する要綱第5条2 審議会等の委員の任期は、法令等に定めがある場合を除き、原則として2年以内とするものとし、通算在任期間は8年以内とするものとする。3前2項の規定は、関係行政機関等の特定の職にある者を委員に選任する場合、専門的な知識又は経験を有する者が他にいない場合その他特別の事情があると認められる場合には、適用しない。	基本構想まで	する	27	岐阜市総合計画調整委員会要綱	基本計画まで	どちらも	・無作為に抽出した満15歳以上の住民登録者5,300人等を対象に、市民意識調査を実施 ・無作為に抽出した市民に参加を募り、応募者の中から抽選した参加者が、まちづくりの具体的な提案等を行う、市民討議会を開催 ・市内を13の地域に区割りし、地域住民同士で、地域の課題や将来像について話し合う、市民意見交換会を開催 ・総合計画の(案)の内容を地域住民に説明する、市民説明会を、市内13の地域で開催 すると共に、パブリックコメントを実施	
2 大垣市		無		基本計画まで	する	87	大垣市経営戦略会議規程	実施計画まで	附属機関に参画	アンケート調査、懇談会	
3 高山市	2	無		基本計画まで	する	未定			どちらも	市民アンケート、各種懇談会	
4 多治見市	—	無	条例第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。	基本計画まで	する		庁内に策定グループを設置。条例の根拠はない。	基本計画まで	ワークショップに参画	多治見市総合計画市民委員会設置要綱(平成10年6月30日告示第101号)に基づき、市民委員会を設置し	
5 関市	2	無		基本計画まで	する	60	関市総合計画審議会設置条例、関市総合計画審議会運営規則	基本計画まで	ワークショップに参画	アンケート調査(関市の住民基本台帳に登録している18歳以上市民から無作為に抽出した3,000人を対象として実施)団体・企業対象ヒアリング(18団体(内7団体と面談)、26企業(内3企業と面談))パブリックコメントの実施	
6 中津川市											
7 美濃市	2	無		基本計画まで	する	未定		基本計画まで	附属機関に参画		
8 瑞浪市	1	無			する	?		基本構想のみ	附属機関に参画		
9 羽島市											
10 恵那市	—	無		実施計画まで	する	26	恵那市総合計画プロジェクトチーム設置規程	実施計画まで	附属機関に参画		
11 美濃加茂市					する	7	美濃加茂市第5次総合計画推進本部の設置及び運営に関する規程	基本計画まで	参画していない		
12 土岐市											
13 各務原市				基本計画まで	する			基本計画まで	未定		
14 可児市											
15 山県市				基本構想まで	する						現在、第2次総合計画を策定中ですので、第2次総合計画においてはQ1の期間をはじめ附属機関のあり方等も変更となる予定です。
16 瑞穂市											
17 飛騨市											
18 本巣市	2	無		基本計画まで	する	10	本巣市総合計画策定委員会規程	基本計画まで	附属機関に参画		
19 郡上市	2	無		基本計画まで	する	17		実施計画まで	ワークショップに参画	まちづくり市民提案募集、市民アンケートによる意見集約等	
20 下呂市											
21 海津市	2	無		基本計画まで	する	34	海津市総合開発計画策定委員会規程	実施計画まで	附属機関に参画		

アンケート分析(岐阜県内21市)

■ 基本構想の計画年数

定めなし	1
10年	17
9年	1
8年	1
未回答	1

21

■ 基本計画の計画年数

10年	2
5年	16
4年	1
なし	1
未回答	1

21

■ 実施計画の計画年数

5年	2
4年	1
3年	14
2年	1
なし	2
未回答	1

21

■ 条例等の整備

整備済	4
未整備	16
未回答	1

21

多治見市市政基本条例(基本計画まで)
瑞浪市総合計画策定条例(基本構想のみ)
瑞穂市議会基本条例(基本計画まで)
瑞穂市総合計画策定条例
高山市議会の議決すべき事件を定める条例

【基本構想策定段階】

■ 審議会の設置

設置する	19
設置しない	0
未回答	2

21

■ 審議会の所掌事務

基本構想まで	4
基本計画まで	14
実施計画まで	1
未回答	2

21

■ 庁内組織の設置

設置する	18
設置しない	1
未回答	2

21

■ 庁内組織の所掌事務

基本構想まで	0
基本計画まで	13
実施計画まで	4
未回答	4

21

■ 市民参画の範囲

附属機関に参画	6
ワークショップに参画	6
どちらにも参画	6
参画していない	1
未回答	2

21

【基本計画見直し段階】

■ 審議会の設置

設置する	12
設置しない	1
未回答	8

21

■ 審議会の所掌事務

基本構想まで	2
基本計画まで	9
実施計画まで	1
未回答	9

21

■ 庁内組織の設置

設置する	14
設置しない	0
未回答	7

21

■ 庁内組織の所掌事務

基本構想のみ	1
基本計画まで	7
実施計画まで	4
未回答	9

21

■ 市民参画の範囲

附属機関に参画	6
ワークショップに参画	3
どちらにも参画	2
参画していない	1
未回答	9

21